

# 「学校安心ルール」(大阪市立豊崎中学校)

## <基本的な考え方>

- 豊崎中学校ではあらかじめルールを伝え、してはいけないことをわかったうえで、行動を見直すことができるようにすることを目的として作成したものです。
- 日頃より、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い学校」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、大阪市教育委員会による指針(手引き)にしたがっています。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
<b>基本的な約束ごと</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守る</li> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> <li>・ウソをつかない</li> <li>・いじめを許さない</li> </ul>				
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わざと授業時間におくれる</li> <li>・授業態度がよくない(私語など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・無視する</li> <li>・他人の物を勝手に使う</li> <li>・乱暴な言葉づかい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・話を聞く態度や姿勢が悪い</li> <li>・乱暴な言葉づかい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を乱雑に扱う</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・ unnecessaryな物を持ってくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で指導や注意</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業をさぼる、じゃまをする</li> <li>・授業放棄、勝手に席を立つ</li> <li>・授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめにつながることをする</li> <li>・差別的な発言をする</li> <li>・暴言やおどすような発言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる(バカにするような言動、からかう、ひやかすなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・深夜徘徊、SNSに関する法律違反や情報モラル違反</li> <li>・不用品の持ち込み、性的な言動による迷惑行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡や場合によっては保護者の来校</li> <li>・複数の教職員による個別指導(別室)</li> <li>・数日間の自己を振り返る活動(別室)</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業を故意に妨害する</li> <li>・テストのじゃまやカンニング等の不正行為を繰り返す</li> <li>・学校をさぼり校外にたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめをする</li> <li>・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>・物を故意にこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<b>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと(火遊びも含む)刃物や火器などの危険物の持ち込み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡及び保護者面談</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内外で指導を行う。</li> </ul>
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

## <ルール表作成上の留意点>

- ※学校は生徒ひとりひとりの状況や背景等も十分にふまえ、対応について協議判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※どの段階であっても、同様の問題行動を繰り返している場合は1段階上の対応や措置をとることがあります。
- ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携をとることがあります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)